

「お 知 ら せ」

2020年4月1日からの MGR 認定・教育制度 適用範囲の拡充（非会員企業への開放）について

昨年6月に開催された JIMGA 定時総会におきまして、MGR 認定・教育制度（以下「MGR 制度」という）の適用範囲を拡充し、JIMGA 会員企業以外の非会員企業にも開放することが承認されました。これまで実施に向けた準備作業を進めてきましたが、この度、その準備も整いましたので、本年4月1日から MGR 制度に非会員企業とその社員も参加していただける運用を開始します。

運用の開始にあたりましては、これまで JIMGA 会員企業とその社員（以下「会員」という）のみを対象としていました MGR 教育研修要綱及び同細則を非会員企業とその社員（以下「非会員」という）にも適用できるように改正し、名称も MGR 認定・教育制度要綱及び同細則に改めました。

この要綱と細則は、当ホームページに掲載する「MGR(医療ガス情報担当者)認定・教育制度資料(以下「資料」という)」にありますので、MGR 制度に参加を希望される非会員におかれましては、ご一読のうえ参加申請手続きに進まれますようお願いいたします。

なお、この「お知らせ」では、非会員が MGR 制度に参加する際にポイントとなる部分を簡単にご紹介します。

1. MGR 制度への非会員企業の参加方法について

※以下参加方法、次項手続き、スケジュールについては別紙申請フローもご参照ください。

- ① 非会員が MGR 制度への参加を希望する場合は、要綱で定める様式により、自社で策定した「医療ガス事業活動規程」を添えて JIMGA に申請していただきます。

※「医療ガス事業活動規程」とは、医療ガス企業が MGR を核として、適正な医療機関等への事業活動を実施する際に遵守すべきことを定めたものであり、JIMGA の「MGR 行動基準」等を踏まえ策定することとしています。会員が MGR 制度へ参加する場合は、この規程の策定を要件としていますので、非会員におかれましても、「資料」に「ひな型」がありますので、これを参考にいただき、自社の医療ガス事業活動規程を策定してください。

- ② 非会員からの参加申請が JIMGA に届きましたら、JIMGA では内容の確認を行い、参加の承認又は非承認を担当委員会で審議のうえ決定し、その結果通知を申請された非会員に発出します。

2. MGR 制度への参加が承認された非会員の手続き・スケジュールについて

- ① 承認された非会員に、JIMGA から MGR 管理システムの URL をお知らせします。以後の諸手続きは、この MGR 管理システムを用いて進めていきますので、当該システム等の維持、運用管理等に必要な「MGR 管理料(年間額)」を JIMGA の請求に基づき納めていただきます。
- ② 非会員では、これからの MGR 制度への窓口となる MGR 管理者及び MGR となる候補者を JIMGA に登録します。

候補者は、企業内で計画し実施する企業内導入教育及び JIMGA が 7 月頃に開催する導入時集合講習を受講のうえ修了し、JIMGA が 12 月第 1 日曜日に実施する MGR 認定試験を受験し、これに合格することにより翌年度の 4 月 1 日付で MGR 認定証(以下「認定証」という)が発行され、MGR として活動することができるようになります。

注)MGR となる候補者の中に、資格の有効期限切れ(失効)の認定証を有している方がいる場合、その方については、失効の期間によって「企業内導入教育と導入時集合講習」、あるいは「更新時集合講習」を受講のうえ修了することにより、認定試験を受験することなく新たな認定証を交付します。なお、認定証の交付日は試験合格者と同様となります。

- ③ MGR に認定された後は、認定証の有効期間に応じて、資格を更新していくための要件である企業内で計画し実施する企業内継続教育や、JIMGA が 2 月頃に開催する更新時集合講習を受講のうえ修了し、認定証の有効期間を更新していくことになります。

3. 非会員の MGR の認定証有効期間について

MGR 認定試験の合格又は上記注により資格認定された後、最初の 3 年間については有効期間を交付日から 1 年としているため「毎年更新」となり、その後は会員の MGR と同様に 3 年更新となります。

4. 「毎年更新」期間中の取扱いについて

- ① 「毎年更新」となる 3 年間は、認定証の有効期間は 1 年であるため、企業内継続教育又は更新時集合講習を受講しなかった場合は、その時点で資格が失効状態となります。
- ② MGR としての活動を継続する場合は、資格の再認定手続きを行い、翌年度の導入時集合講習を受講のうえ修了することを条件に、未受講分を受講し修了したとみなし、資格更新が承認されます。ただし、この条件を履行しなかった時点で、みなし資格は取消しとなり、MGR 資格の失効が確定となります。
- ② みなし資格の取消しで失効となった者が MGR として活動するためには、再認定手続きを行い、最初から企業内導入教育及び導入時集合講習を受講し修了しなければなりません。

この場合、「毎年更新」もリセットされ、再認定の時点からの3年間で「毎年更新」となります。

5. MGR 制度における非会員の手数料等について

① 主な手数料等は下表のとおりです。（全容は、細則の別表をご覧ください。）

項 目	単 位	金 額
導入時集合講習会 受 講 料	テキストあり	1 人 63,000 円
	テキストなし	1 人 57,500 円
更新時集合講習会 受 講 料	テキストあり	1 人 43,000 円
	テキストなし	1 人 37,500 円
認定試験受験料	3 科目	1 人 30,000 円
再認定手数料	—	1 人 20,000 円
MGR 管理料	年間	1 企業 42,000 円

※表示額は税別金額

② MGR 管理料は、初年度は MGR 制度参加承認通知の受領後に、翌年度以降は年度当初に JIMGA へ納めていただきます。

なお、MGR 管理料は 1 企業の年間額としておりますので、MGR 制度に年度の途中から参加される場合、あるいは年度の途中で脱退される場合であっても、月割による減額や返金はありません。

以上、非会員が MGR 制度に参加する際にポイントとなる部分を簡単にご紹介しました。詳細は当ホームページに掲載した規定集をご覧ください。なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、下記の MGR 事務局までお問合せください。



一般社団法人 日本産業・医療ガス協会

医療ガス部門 MGR 事務局

TEL 03(5425)2424

FAX 03(5425)1189

別紙 申請フロー



